

グループホーム沼風苑運営規程

(令和6年2月29日)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人沼風会が開設する グループホーム沼風苑（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）は、事業所で生活する認知症老人に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症老人が精神的に安定して健康で明るい生活をおくれるように支援し、認知症老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本法人は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、利用者の生活の安定と向上のための支援サービスに努める。

- (1) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行う。
- (2) 日常生活を通じたケアを行うという観点から、グループホーム内での食事は、原則として、利用者と職員が共同で調理して行うように努める。
- (3) 事故防止のため、利用者の行動特性等を十分に把握して、安全に配慮した運営を行う。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (5) 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム沼風苑
- 二 所在地 千葉県柏市箕輪588番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 ユニットごとに1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 計画作成担当者 ユニットごとに1名（うち1名 介護支援専門員）
計画作成担当者は、利用者の認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をとるなどの医療連携体制を整備する。

四 介護職員 夜間及び深夜時間帯以外の時間帯で、ユニットごとに常勤換算で利用者数が3人またはその端数を増すごとに1名以上、及び夜間及び深夜の勤務に1名以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は3ユニット27人(1ユニット定員9人)とする。

(サービス内容)

第6条 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。
- (5) グループホームの特性を活かした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- (6) 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を計画作成担当者担当させる。

(衛生管理等)

第7条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

二 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(利用料及びその他の費用)

第8条 利用料及びその他の費用は、次のとおりとする。

(1) 利用料

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の(介護保険被保険者証及び負担割合証に記載の)自己負担割合に応じた額

(2) 居室料

別に定める基準に基づき算出した金額

(3) 敷金(入居時保証金)

別に定める金額

(4) その他の費用

光熱費、食材料費、理美容代、オムツ代等の費用については、金額を別途定める。

二 上記以外に必要な費用がかかるサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に説明をしたうえで、支払いの同意を得なければならない。

(入退居)

第9条 事業所は、概ね65歳以上の中程度の認知症老人で、家庭環境等により、家庭での介護が困難である方で、概ね身の自立ができており、共同生活をおくことに支障のない方を対象に認知症対応型共同生活介護サービスを提供する。

二 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

三 事業所は、サービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得なければならない。

四 次の場合は退居とする。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 利用者が退居を申し出たとき。

(3) 要介護認定により利用者が自立又は要支援1と判定された場合。

(4) 極端な暴力行為や自傷行為等により共同生活を送ることが困難となった場合。

(5) 利用者が入院加療や継続的な治療が必要な状態となり、サービスの提供が困難となった場合。

(6) サービス利用料等の支払が遅延し、相当期間を定めた催告にも拘らず支払われない場合。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が外出しようとするときは、その都度、外出先、用件、帰着予定時刻を

管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

二 利用者は自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。また、そのために提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

三 利用者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出なければならない。

四 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

五 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

六 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合、その過失の程度により、損害賠償を行う。

七 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、利用者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速且つ適切に対応するための窓口を設ける。

2 事業所は、前項の苦情の内容について記録し保存する。

3 事業所は、自治体及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導、助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は、自治体及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

二 事業所は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所は、サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、

速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

二 事業所は、利用者に事故が発生した場合は、速やかに自治体、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

三 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うこととする

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

三 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の事項)

第17条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、次のとおり研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

二 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

三 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

四 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(細則)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人沼風会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。(一部改定)

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(一部改定)

料 金 表

1. 利用料
厚生労働大臣が定める基準による

2. 居室料
月額 60,000円

3. 敷金（入居時保証金）
入居時 500,000円

4. 食費
日額 1,900円

5. 光熱費
月額 16,000円

6. オムツ代
尿取りパッド 30円／枚
オムツカバー 150円／枚
はくパンツ 200円／枚

7. 理美容代
実費